

# 大阪市の個人情報保護

(平成26年度運用状況報告書)

大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)

# 目 次

1	実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数	1
2	保有個人情報の開示等請求及び是正申出等の状況	1
3	開示等請求及び是正申出等に対する決定等の状況	1
4	不服申立ての状況	3
5	審議会答申の状況	3
6	制度の概要	5

## 1 実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数 [表1参照]

個人情報を取り扱う事務の届出(条例第8条)の平成26年度末の届出件数は2,874件となっており、平成25年度末(2,775件)と比較して99件(3.6%)増加しています。

この99件は、平成26年度中に開始された事務256件と、同じく平成26年度中に廃止された事務157件の差となっています。

実施機関別の届出件数としては、区役所が652件(22.7%)と最も多く、次いで福祉局273件(9.5%)、健康局168件(5.8%)となっています。

## 2 保有個人情報の開示等請求及び是正申出等の状況

### (1) 開示請求

#### ア 開示請求件数(請求方法・請求者別)[表2参照]

開示請求件数は、請求者が実施機関に提出した開示請求書の数で、1枚を1件として算出しています。

1件の開示請求に対して、複数の開示決定等を行うこともあるため、平成24年度までの運用状況では、下記3(1)ア(ア)の決定件数をもって開示請求件数としていましたが、平成25年度の運用状況からは、それぞれの件数を公表しています。

平成26年度の保有個人情報の開示請求件数は555件となっており、平成25年度(386件)と比較して169件(43.8%)増加しています。

請求方法別では、窓口での請求が499件(89.9%)と約9割を占めており、直近3年度間においても80%以上で推移しています。

請求者別では、本人による請求件数が527件(95.0%)とほとんどを占めており、同じく直近3年度間において95%以上で推移しています。

また、開示請求件数555件のうち323件(58.2%)が、多数の開示請求を行う複数名の方々(以下「特定の請求者」といいます。)によるものであり、開示請求件数が増加する大きな要因のひとつであると考えられます。

#### イ 分野別の開示請求状況[表3及び表4参照]

分野別の請求状況をみると、「戸籍・住民情報関係」の分野が243件(43.8%)と最も多く、次いで「生活保護関係」の分野が92件(16.6%)となっています。

### (2) 訂正請求、利用停止請求並びに是正及び再調査の各申出[表5～表8参照]

それぞれの件数は、請求者が実施機関に提出した請求書又は申出書の数で、1枚を1件として算出しています。

## 3 開示等請求及び是正申出等に対する決定等の状況

### (1) 開示請求

#### ア 決定状況

##### (ア) 年度別の決定状況[表9参照]

決定件数は、上記2(1)アの開示請求件数から取下げ等があったものを除いたあと、開示請求に対して行った開示決定等の件数を算出しています。

1件の開示請求に対して、複数の開示決定等を行うこともあるため、平成24年度までの運用状況では、決定件数をもって開示請求件数としていましたが、平成25年度の運用状況からは、それぞれの件数を公表しています。

平成26年度の決定件数は609件となっており、平成25年度(463件)と比較

して 146 件（31.5%）増加しています。

なお、開示請求却下決定を行った 100 件は、すべてが補正に応じないという不適法な請求によるものでした。

(イ) 開示率 [表 9 参照]

開示率は 98.5% となっており、平成 25 年度（97.3%）と比較して 1.2 ポイント上昇しています。

開示率については、年度により若干の数値の上下は見受けられるものの、直近 5 年度間を通じての開示率は 97.5% となっています。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{開示率の算出方法} \\ \text{開示率} = (\text{開示} + \text{部分開示}) / (\text{開示} + \text{部分開示} + \text{全部非開示}) \times 100 \end{array} \right]$$

(ウ) 実施機関別の決定状況 [表 10 及び表 11 参照]

実施機関別の決定件数としては、生野区役所が 116 件（19.0%）と最も多く、次いで福祉局 77 件（12.6%）、市民局 69 件（11.3%）となっています。これら 3 つの実施機関の合計は 262 件（43.0%）と 4 割以上を占めています。

イ 非開示理由別の内訳 [表 12 参照]

非開示理由としては、「第 19 条第 2 号 個人に関する情報」が 87 件（42.6%）と最も多く、次いで「第 19 条第 6 号 事務事業遂行情報」が 50 件（24.5%）となっています。

これらの合計は 137 件（67.1%）であり、第 19 条第 2 号及び第 6 号が非開示理由の約 7 割を占めています。

(2) 訂正請求

ア 年度別の決定状況 [表 13 参照]

平成 26 年度の決定件数は 14 件となっており、平成 25 年度（22 件）と比較して 8 件（36.4%）減少しています。

このうち、3 件（21.4%）については訂正、9 件（64.3%）については訂正不承認、2 件（14.3%）については訂正請求却下とされています。なお、14 件のうち、11 件（78.6%）が上記 2 (1) のアの特定の請求者のうちのひとりによるものです。

イ 実施機関別の決定状況 [表 14 及び表 15 参照]

実施機関別の決定件数としては、生野区役所が 4 件（28.6%）と最も多く、次いで市民局 3 件（21.4%）、福祉局 2 件（14.3%）となっています。

(3) 利用停止請求

ア 年度別の決定状況 [表 16 参照]

平成 26 年度の決定件数は 16 件となっており、平成 25 年度（13 件）と比較して 3 件（23.1%）増加しています。

なお、16 件すべてが上記 2 (1) アの特定の請求者のうちのひとりによるものであり、このうち、7 件（43.8%）については利用停止不承認、9 件（56.2%）については利用停止請求却下とされています。

イ 実施機関別の決定状況 [表 17 及び表 18 参照]

実施機関別の決定件数としては、生野区役所が 7 件（43.8%）、総務局、市民局、福祉局がともに 3 件（18.7%）ずつとなっています。

(4) 是正申出

ア 年度別の申出（処理）状況 [表 19 参照]

平成 26 年度の申出件数は 63 件となっており、平成 25 年度（25 件）と比較して 38 件（152.0%）増加しています。

なお、63 件すべてが上記 2 (1)アの特定の請求者のうちのひとりによるものであり、このうち 48 件（76.2%）については「是正の措置を講じない」と実施機関において判断され、15 件（23.8%）については「申出内容査中」となっています。

イ 実施機関別の申出（処理）状況 [表 20 及び表 21 参照]

実施機関別の申出件数としては、生野区役所が 20 件（31.7%）と最も多く、次いで総務局 19 件（30.2%）、市民局 15 件（23.8%）となっています。

#### 4 不服申立ての状況 [表 22 参照]

平成 26 年度において、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に新たに諮問があった件数は 211 件であり、過年度から繰越している諮問件数 187 件との合計は 398 件です。

平成 26 年度は、審議会から不服申立てに対する答申が 2 件（答申第 72 号及び第 73 号）出され、27 件の不服申立てが処理されました。これらの答申については 2 件とも原決定妥当と判断されました。

平成 26 年度の答申の状況は、27 ページ「平成 26 年度答申一覧」のとおりです。各答申については、下記 URL をご参照ください。

[大阪市個人情報保護審議会答申の概要]

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000006350.html>

このほか、不服申立てが取り下げられたものが 2 件あり、平成 26 年度末の残諮問件数（平成 27 年度に繰越される件数）は 369 件あります。

また、残諮問件数 369 件のうち、平成 23 年度に諮問されたものが 17 件、同じく平成 24 年度 32 件、平成 25 年度 114 件、平成 26 年度 206 件であり、多数の案件が滞留している状況にあります。この 369 件のうち、上記 2 (1)アの特定の請求者のうちのひとりによる不服申立て件数は 356 件（96.5%）とほぼ独占状態にあるといえます。

このような状況は、他の案件の審議の遅延を招くことから、審議会において、類似の案件については一括して審議し、答申を行うなど、迅速かつ効率的な審議会運営に努めています。

#### 5 審議会答申の状況 [「平成 26 年度答申一覧」参照]

平成 26 年度に審議会が行った答申の概要は、次のとおりです。

(1) 答申第 71 号

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき実施機関が行う特定個人情報保護評価に係る第三者点検について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）により設置された当審議会が行うことが最も適当であると認められる。

イ 審理の迅速化に資するため、当審議会に部会制を導入し、また、当審議会委員を現行の 6 人以内から 10 人以内に増員することは、審議会体制の充実につながり適当であると認められる。

(2) 答申第 72 号

次のア及びイの理由により、実施機関の行った決定はいずれも妥当であると判断し

ています。

ア 当該決定の妥当性について

当該訂正請求において異議申立人が訂正を求めている保有個人情報は、次の(ア)から(ウ)のとおりであり、いずれも実施機関等がその判断に基づき記載する、実施機関等の判断、見解、評価等に係るものであって、これらは条例第 28 条第 1 項に規定する「事実」には該当しない。

(ア) 実施機関が異議申立人に行った行政処分に係る通知書、実施機関が異議申立人に行った行政処分に対する不服申立てに関して実施機関が作成した文書及び大阪市情報公開審査会が行った答申に記載された当該行政処分に係る理由や判断

(イ) 実施機関が異議申立人あてに送付した市民の声（実施機関に寄せられた意見等について、実施機関の担当部署において回答又は供覧を行う制度）の回答文書や生野区の異議申立人に対する対応の経過を福祉局が確認した内容の記録に記載された実施機関の見解

(ウ) 実施機関が実施している人権相談に係る弁護士相談制度を異議申立人が利用した際の弁護士相談記録票に記載された異議申立人の相談に対する弁護士の見解

イ 当該決定の妥当性について

当該訂正請求において異議申立人が訂正を求めている保有個人情報は、実施機関と異議申立人が面談を行った際の記録の記載及び実施機関が異議申立人に係る生活保護に関して作成したケース記録票の記載であるが、当該訂正請求は、いずれもその当時のやり取りの内容の記載そのものが誤っているとの趣旨ではなく、実施機関の事務処理について異議申立人が主張する内容に記載を改めたり、当該主張の内容の追記を求めたりする趣旨でなされている。

さらに、条例第 29 条第 2 項の規定により提出が求められているにもかかわらず、異議申立人からこれらに係る保有個人情報の内容が事実と異なると実施機関において判断するに足りる挙証資料の提出がなかったことをあわせて踏まえると、実施機関がこれらに係る保有個人情報を訂正しなければならない理由があるものとは認められない。

(3) 答申第 73 号

次のア及びイの理由により、実施機関の判断はいずれも妥当であると判断していません。

ア 当該決定の妥当性について

審議会において当該訂正請求に係る訂正請求書を見分したところ、条例第 29 条第 2 項の規定により提出が求められているにもかかわらず、異議申立人から当該訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実と異なると実施機関において判断するに足りる挙証資料の提出は認められなかった。

したがって、実施機関が当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない理由があるものとは認められない。

イ 当該決定の妥当性について

当該訂正請求において異議申立人が訂正を求めている保有個人情報は、実施機関が異議申立人に係る医療行為に関して作成した診療報酬明細書に記載されている

傷病名である。

これは、実施機関が異議申立人の医療行為を行った際の異議申立人の傷病名を実施機関の判断や見解に基づき記載したものであって、条例第 28 条第 1 項に規定する「事実」には該当しない。

(4) 答申第 74 号

ア 番号法において、地方公共団体が講ずるべきとされた必要な措置については、番号制度の性質を考慮し、現行の個人情報保護制度における運用上の混乱を防止する観点から、特定個人情報の保護に関する新たな条例を制定した上で、同法の趣旨に沿った規定整備を行うことが適当である。

イ 是正の申出制度は、利用停止請求の制度化後の状況を踏まえ、苦情の処理制度に統合することが適当である。

## 6 制度の概要

(1) 個人情報保護制度の意義と目的

近年の情報処理技術及び電気通信技術の発達と経済のサービス化・ソフト化に伴い、情報の有する価値が飛躍的に高まっており、公的部門・民間部門を問わず、大量の個人情報が収集され、利用されるようになっていきます。

このような情報化の進展は、市民に各種サービスの向上など多くの利便をもたらす一方で、本人が予期し得ない中で自己情報が収集され、流通し、あるいは不正確で不完全な情報が蓄積され、流通していることに対して市民の不安感が高まっており、また、個人の権利利益に重大な侵害を引き起こす可能性が大きくなっています。

そこで、これらの状況に適切に対処し得る個人情報の保護施策として、個人情報の適切な取扱いなど個人情報の保護に関し必要な措置や事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正等を請求する権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として大阪市の個人情報保護制度が確立されました。

(2) 個人情報保護制度の検討経過

本市においては、情報化社会の進展によるプライバシー侵害の危険性の増大や市民のプライバシー意識の高まりなどに対応して昭和 62 年 7 月に「大阪市情報公開懇談会」にプライバシー保護に関する事項を調査審議する専門部会を設置し、その審議結果が同年 11 月に「個人情報の保護についての提言」として取りまとめられ、市長に提出されました。提言では、処理形態、対象部門など個人情報保護の基本的な考え方のほか、本市がコンピュータ処理している情報についての記録、利用、提供のあり方、本人の権利など個人情報保護の具体的方策が示されています。

この提言の趣旨を踏まえ、昭和 63 年に「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」を制定・施行し、電子計算機によって処理する個人情報の保護を図ってきました。

しかし、大阪市が保有する個人情報には、電子計算機処理以外にマニュアル処理(手作業処理)に係る個人情報も大量に存在していること、また、民間事業者においても多くの個人情報を保有しており、適切な保護対策が求められていることから、総合的な個人情報保護制度を確立するため、平成 6 年 3 月には、市長が大阪市個人情報保護審議会に対し諮問し、同年 12 月に同審議会から市長に「総合的な個人情報保護制度の

あり方について(答申)」が出されました。答申では、総合的な個人情報保護制度の基本的な考え方をはじめ、本市が保有する個人情報の収集、利用、管理に関する保護措置、自己情報の開示、訂正、削除などの請求のほか、民間事業者が保有する個人情報の保護制度などについて、具体的な内容が示されています。

この答申の趣旨を踏まえて、本市では平成7年3月に「大阪市個人情報保護条例」を制定し、同年10月より施行しています。

以来、同条例により個人情報保護制度を実施してまいりましたが、平成15年5月に、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護関連5法が公布され、同時にその一部が施行されたことを受け、同年10月、市長は同審議会に対し諮問し、平成16年10月、同審議会から市長に「個人情報保護制度の見直しについて(答申)」が出されました。答申では、利用停止請求権の新設や個人情報の漏洩等に対する罰則の導入、公の施設に係る指定管理者の保有する個人情報の保護制度などについて具体的な内容が示され、この答申の趣旨を踏まえて、本市では平成17年3月に同条例の一部を改正し、同年4月より施行しました。

昭和62年11月	大阪市情報公開懇談会から「個人情報の保護についての提言」が市長に対して提出される。(マニュアル処理情報については、引き続き検討が必要とされる。)
昭和63年4月	「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」を施行
平成4年12月 ~ 5年5月	本市における「個人情報保有状況調査(マニュアル処理)」を実施
平成6年3月	市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問(本市が保有する個人情報及び民間事業者が保有する個人情報の保護措置を含む総合的な個人情報保護制度のあり方について)
平成6年12月	同審議会から「総合的な個人情報保護制度のあり方について(答申)」が提出される。
平成7年3月	「大阪市個人情報保護条例」を公布
平成7年10月	同条例を施行(施行と同時に「旧条例」は廃止)
平成12年3月	同条例の一部を改正する条例を公布(平成12年4月1日施行)(「禁治産者」を「成年被後見人」に改めた。)
平成12年12月	同条例の一部を改正する条例を公布(平成13年1月6日施行)(「総務庁長官」を「総務大臣」に改めた。)
平成13年3月	同条例の一部を改正する条例を公布(平成13年4月1日施行)(大阪市公文書公開条例の改正に伴うもの)
平成13年4月	同条例の一部を改正する条例を公布(平成13年10月1日施行)(大阪市公文書公開条例の制定に伴うもの)
平成15年10月	市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問(個人情報保護制度の見直しについて。個人情報の保護に関する法律等個人情報保護関連5法の公布、一部施行を受けたもの。)
平成16年5月	同審議会から「個人情報保護制度の見直しに関する中間とりまとめ」が公表される。
平成16年10月	同審議会から「個人情報保護制度の見直しについて(答申)」が提

出される。

- 平成 17 年 3 月 同条例の一部を改正する条例を公布（平成 17 年 4 月 1 日施行）  
（「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」を受けたもの）  
同条例の一部を改正する条例を公布（平成 17 年 4 月 1 日施行）  
（「大阪市会議長」が新たに実施機関に加わった。）
- 平成 18 年 3 月 同条例の一部を改正する条例を公布（平成 18 年 4 月 1 日施行）  
（「本市の設立した地方独立行政法人」が新たに実施機関に加わった。）
- 平成 21 年 3 月 同条例の一部を改正する条例を公布（平成 21 年 4 月 1 日施行）（統計法の改正に伴う整備）
- 平成 26 年 12 月 同条例の一部を改正する条例を公布（平成 26 年 12 月 1 日施行）  
（個人情報保護審議会の権限に属する事項の範囲及び委員の定数を改めるとともに、同審議会に部会を設置することにした。）

### (3) 個人情報保護制度の基本原則

本市の個人情報保護制度では、次の 7 つの原則に基づき制度化されており、これを踏まえて解釈・運用しなければなりません。

#### ア 目的明確化の原則

個人情報の収集に際しては、収集目的を明確にするとともに、収集する個人情報の内容も、収集目的の達成に必要な範囲内に限定すべきである。

#### イ 収集制限の原則

個人情報は適正かつ公正な手段によって、原則として、個人情報の主体から収集しなければならない。

#### ウ 利用制限の原則

個人情報の利用は、原則として、収集目的の範囲内に限定すべきである。

#### エ 公開の原則

個人情報の存在、性質、利用目的、運用等を知ることができる手段を設けるべきである。

#### オ 個人参加の原則

個人が自己に関する情報について開示又は訂正する権利を保障するとともに、迅速かつ公正な救済を行う制度を設けるべきである。

#### カ 適正管理の原則

収集・蓄積した個人情報は、正確かつ最新なものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講ずべきである。

#### キ 責任明確化の原則

個人情報の保護に関して、個人情報を管理する者等が負わなければならない責任の内容を明確にすべきである。

### (4) 個人情報保護制度の主な内容

#### ア 実施機関（条例第 2 条第 1 号）

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、大阪市会議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農

業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人

イ 対象とする個人情報（第2条第2号）

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みません。）をいいます。

ウ 実施機関等の責務（条例第3条）

実施機関は、個人情報の保護のために必要な施策を実施するよう努めます。

実施機関の職員等は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めるとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

エ 個人情報の適正な取扱い

(ア) 収集の制限（条例第6条）

A 個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければなりません。

B 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報などの収集は、原則として禁止しています。

C 個人情報は、原則として本人から収集しなければなりません。

(イ) 事務の目的の明示（条例第7条）

本人から直接書面（電磁的記録を含みます。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、原則として、あらかじめ本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければなりません。

(ロ) 事務の届出、目録の閲覧（条例第8条）

個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止に際して、実施機関による市長への届出を義務付けるとともに、届出事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供することを定めています。

(ハ) 電子計算機処理の制限（条例第9条）

実施機関は、新たに保有個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、原則として、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

(ニ) 特定個人情報保護評価（条例第9条の2）

実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

(ホ) 利用及び提供の制限（条例第10条）

事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を実施機関内部で利用すること及び当該実施機関以外のものに提供することを、原則として禁止しています。

(ヘ) 電子計算機の結合の制限（条例第11条）

実施機関が保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、本市以外のものと通信回線により電子計算機を結合することを原則として禁止しています。例外的

に結合を行うときは、原則として、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

(ク) 適正な維持管理（条例第 13 条）

実施機関は、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄、消去しなければなりません。

(ケ) 事務処理の委託における保護措置について（条例第 14、15、16 条）

個人情報を取り扱う事務の処理を委託しようとするときは、実施機関は個人情報の適正な管理のため必要な措置を講ずるとともに、実施機関から当該処理を受託したもの及びその従事者等に対し、適切な取扱いを担保するために必要な義務を課すことを定めています。

オ 自己に関する保有個人情報の開示等請求

(ア) 開示請求権（条例第 17 条）

何人も実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。開示請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎 1 階）において行います。

(イ) 開示請求に対する決定（条例第 23、24、25 条）

A 開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に、当該保有個人情報の開示又は非開示を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。

ただし、正当な理由があるときは、30 日を限度として延長することができます。

B 著しい大量請求に係る開示決定等の期限の特例（条例第 25 条）

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該保有個人情報のうち相当の部分につき 44 日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができます。

(ウ) 保有個人情報の開示義務（条例第 19 条）

開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる非開示情報が含まれている場合を除き、開示しなければなりません。

A 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報

B 個人に関する情報

C 法人等情報

D 任意提供情報

E 審議・検討・協議情報

F 事務事業遂行情報

G 公共の安全・秩序維持情報

H 法令秘情報

(エ) 裁量的開示と存否応答拒否（条例第 21、22 条）

開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的に当該保有個人情報を開示することができるとともに（裁量的開示）、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合は、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。（存

否応答拒否)

(オ) 第三者保護の手續(条例第26条)

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手續を整備しています。

(カ) 訂正請求権(条例第28~35条)

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含みます。)を請求することができます。訂正請求の受付は、市民相談室(市役所本庁舎1階)において行います。

実施機関は、当該訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該保有個人情報の訂正を行う旨又は行わない旨(請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。)を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

(キ) 利用停止請求権(条例第36~42条)

何人も、自己に関する保有個人情報の違法収集、事務の目的を超えた保有、利用及び違法な外部提供に対して、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができます。利用停止請求の受付は、市民相談室(市役所本庁舎1階)において行います。

実施機関は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該保有個人情報の利用停止を行う旨又は行わない旨(請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。)を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

(ク) 是正、再調査の申出(条例第46、47条)

保有個人情報の本人は、実施機関が条例の規定に違反して自己の保有個人情報を取り扱っていると思料するときは、当該取扱いの是正の申出をし、また、申出に対する実施機関の決定に不服があるときは、再調査の申出をすることができます。

カ 情報の提供(条例第48条)

自己に関する情報の取扱いの状況について情報の提供の申出があったときは、実施機関はこれに応じるよう努めるとともに、提供に当たっては、提供申出者以外の第三者の個人情報などを提供することによって、第三者の権利利益を侵害することのないよう配慮しなければなりません。

キ 事業者が取り扱う個人情報の保護(条例第49~53条、第58条)

あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事業者が講ずべき個人情報の保護措置についての指針を策定し、事業者に対する指導、助言を行うとともに、当該指針に違反した事業者に対する調査、勧告又は公表などの措置について定めています。

ク 指定管理者が保有する個人情報の取扱い(条例第54~57条)

指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって取得した個人情報の取り扱いについては、実施機関が行う個人情報の取扱いの例による旨の規定を整備するとともに、指定管理者の保有する個人情報の本人からの開示、訂正及び利用停止の請求、是正の申出及び情報の提供の申出に対しては、実施機関が指定管理者から当該個人情報の提供を受け、開示決定等を行うとともに、指定管理者に対し必要な処理を行わせ

ることを定めています。

ケ 大阪市個人情報保護審議会（条例第 42 条の 3 ～ 45 条、第 59 ～ 67 条）

開示決定等について不服申立てがあったときは、公正かつ慎重な救済を行うため、大阪市個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行います。

コ 費用負担（条例第 68 条）

保有個人情報の開示請求等に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成（コピー 1 面 10 円）及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。

サ 罰則（条例第 74 ～ 80 条）

実施機関の職員及び受託業務の従事者等による電子計算機処理された個人情報（個人の秘密に属する事項）の漏えいや、保有個人情報の不正提供・盗用に対する罰則又は実施機関の職員による職権を濫用した個人の秘密に属する事項の記録された文書等の収集等に対する罰則を定めています。

指定管理業務の従事者に対しても、受託業務の従事者に対するものと同様の罰則を課すこととしています。

表 1 実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数

実施機関名		平成25年度末 (A)	開始 (B)	変更	廃止 (C)	計 (D=B-C)	平成26年度末 (A+D)
市 長	大阪府市大都市局	20	0	0	0	0	20
	市政改革室	11	0	7	0	0	11
	人事室	12	3	1	0	3	15
	区役所	586	111	262	45	66	652
	政策企画室	21	1	18	1	0	21
	危機管理室	24	2	1	0	2	26
	経済戦略局	148	7	32	8	-1	147
	総務局	29	1	8	0	1	30
	市民局	75	12	53	13	-1	74
	財政局	45	3	6	3	0	45
	契約管財局	50	0	11	0	0	50
	都市計画局	122	5	52	7	-2	120
	福祉局	267	25	39	19	6	273
	健康局	163	8	24	3	5	168
	こども青少年局	139	8	20	4	4	143
	環境局	146	16	16	8	8	154
	都市整備局	124	5	32	2	3	127
	建設局	112	2	23	4	-2	110
	港湾局	47	2	11	3	-1	46
	会計室	14	0	2	0	0	14
小 計		2,155	211	618	120	91	2,246
大阪市会議長		38	0	5	0	0	38
教育委員会		157	5	28	8	-3	154
選挙管理委員会		29	0	11	0	0	29
人事委員会		13	0	12	0	0	13
監査委員		15	0	12	0	0	15
農業委員会		4	0	4	0	0	4
固定資産評価審査委員会		1	0	0	0	0	1
交通局長		42	1	31	3	-2	40
水道局長		74	8	6	3	5	79
消防長		104	4	14	4	0	104
公立大学法人大阪市立大学		101	13	25	0	13	114
地方独立行政法人大阪市立工業研究所		24	2	7	1	1	25
地方独立行政法人大阪市民病院機構		18	12	0	18	-6	12
合 計		2,775	256	773	157	99	2,874

表 2-1 開示請求件数（請求方法別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	235	81.0	327	84.7	499	89.9
郵 送	55	19.0	59	15.3	56	10.1
合 計	290		386		555	

表 2-2 開示請求件数（請求者別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
本人	285	98.3	371	96.1	527	95.0
法定代理人	5	1.7	15	3.9	28	5.0
合計	290		386		555	

表 3 分野別の請求件数

分野	平成26年度
戸籍・住民情報関係	243
生活保護関係	92
消防・救急関係	29
その他	191
合計	555

表 4 分野別の請求具体例

分野	請求具体例
戸籍・住民情報関係	請求者に係る住民票の写し等請求書
生活保護関係	請求者に係るケース記録
消防・救急関係	救急活動記録

表 5-1 訂正請求件数（請求方法別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓口	10	100.0	21	100.0	12	92.3
郵送	0	0.0	0	0.0	1	7.7
合計	10		21		13	

表 5-2 訂正請求件数（請求者別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
本人	10	100.0	21	100.0	13	100.0
法定代理人	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	10		21		13	

表 6-1 利用停止請求件数（請求方法別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓口	7	100.0	13	100.0	16	100.0
郵送	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	7		13		16	

表 6-2 利用停止請求件数（請求者別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
本人	7	100.0	13	100.0	16	100.0
法定代理人	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	7		13		16	

表 7-1 是正申出件数（申出方法別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓口	32	100.0	25	100.0	59	100.0
郵送	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	32		25		59	

表 7-2 是正申出件数（申出者別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
本人	32	100.0	25	100.0	59	100.0
法定代理人	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	32		25		59	

表 8-1 再調査申出件数（申出方法別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓口	16	100.0	15	100.0	38	100.0
郵送	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	16		15		38	

表 8-2 再調査申出件数（申出者別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
本人	16	100.0	15	100.0	38	100.0
法定代理人	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	16		15		38	

表 9 年度別の決定状況（開示請求）

年度	決定件数	決定状況						開示率 (%)	
		開示	部分開示	全部非開示	不存在による 非開示	存否 応答拒否	開示請求却下		
							権利濫用		その他
平成22年度	201	89	75	7	28	0	0	2	95.9
平成23年度	227	95	71	1	60	0	0	0	99.4
平成24年度	326	88	123	8	103	0	0	4	96.3
平成25年度	463	192	100	8	139	1	0	23	97.3
平成26年度	609	215	106	5	179	4	0	100	98.5
直近5年度計	1,826	679	475	29	509	5	0	129	97.5

開示率 = (開示 + 部分開示) / (開示 + 部分開示 + 全部非開示) × 100

表 10 実施機関別決定件数（平成 26 年度 開示請求）

実施機関名	決定件数	決 定 状 況						
		開 示	部 開 分 示	全 部 非 開 示	不 存 在 に よ る 非 開 示	存 否 応 答 拒 否	開 示 請 求 却 下	
							権 利 濫 用	そ の 他
大阪府市大都市局	0	0	0	0	0	0	0	0
市政改革室	2	0	0	0	1	0	0	1
人事室	3	1	0	0	0	0	0	2
北区役所	47	23	2	0	21	1	0	0
都島区役所	1	0	1	0	0	0	0	0
福島区役所	1	1	0	0	0	0	0	0
此花区役所	3	0	1	1	1	0	0	0
中央区役所	6	2	3	0	1	0	0	0
西区役所	4	0	4	0	0	0	0	0
港区役所	6	1	3	0	0	0	0	2
大正区役所	6	2	2	0	2	0	0	0
天王寺区役所	4	0	1	1	1	0	0	1
浪速区役所	8	4	1	0	3	0	0	0
西淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0	0
淀川区役所	7	2	2	0	3	0	0	0
東淀川区役所	9	1	7	1	0	0	0	0
東成区役所	1	0	1	0	0	0	0	0
生野区役所	116	39	2	0	47	0	0	28
旭区役所	6	2	4	0	0	0	0	0
城東区役所	3	1	2	0	0	0	0	0
鶴見区役所	4	3	1	0	0	0	0	0
阿倍野区役所	7	4	3	0	0	0	0	0
住之江区役所	8	4	2	0	1	1	0	0
住吉区役所	6	3	1	0	2	0	0	0
東住吉区役所	6	0	4	0	2	0	0	0
平野区役所	8	4	3	0	1	0	0	0
西成区役所	8	4	3	0	1	0	0	0
政策企画室	45	23	0	0	18	0	0	4
危機管理室	0	0	0	0	0	0	0	0
経済戦略局	0	0	0	0	0	0	0	0
総務局	49	11	2	0	10	2	0	24
市民局	69	14	4	0	14	0	0	37
財政局	6	0	4	0	2	0	0	0
契約管財局	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画局	1	0	1	0	0	0	0	0
福祉局	77	35	7	0	35	0	0	0
健康局	5	1	3	0	1	0	0	0
こども青少年局	7	3	4	0	0	0	0	0
環境局	4	3	1	0	0	0	0	0
都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0
建設局	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0
会計室	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	543	191	79	3	167	4	0	99
大阪市会議長	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	39	20	7	2	10	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
交通局長	2	1	1	0	0	0	0	0
水道局長	1	0	0	0	0	0	0	1
病院局長	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	21	2	18	0	1	0	0	0
公立大学法人大阪市立大学	1	1	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	1	0	0	0	1	0	0	0
合 計	609	215	106	5	179	4	0	100

1 病院局長については、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの件数

2 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの件数

表 11 年度別・実施機関別決定件数（開示請求）

実施機関名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
市長	大阪府市大都市局	-	-	-	0	0	
	市政改革室	0	0	2	1	2	
	人事室	-	-	18	3	3	
	北区役所		2	4	7	47	
	都島区役所		0	4	4	1	
	福島区役所		5	3	1	1	
	此花区役所		0	1	2	3	
	中央区役所		12	9	14	6	
	西区役所		4	4	1	4	
	港区役所		5	4	3	6	
	大正区役所		4	8	3	6	
	天王寺区役所		2	2	3	4	
	浪速区役所		0	10	4	8	
	西淀川区役所		3	2	1	0	
	淀川区役所		7	8	7	7	
	東淀川区役所		3	4	4	9	
	東成区役所		1	2	1	1	
	生野区役所		31	69	98	116	
	旭区役所		6	5	1	6	
	城東区役所		1	3	13	3	
	鶴見区役所		2	1	2	4	
	阿倍野区役所		7	1	5	7	
	住之江区役所		1	5	12	8	
	住吉区役所		3	8	19	6	
	東住吉区役所		3	5	6	6	
	平野区役所		4	3	9	8	
	西成区役所		8	9	9	8	
	政策企画室	0	0	8	3	45	
	危機管理室	0	0	0	0	0	
	経済戦略局	-	-	-	0	0	
	総務局	7	18	26	71	49	
	市民局	4	27	20	46	69	
	財政局	2	1	2	2	6	
	契約管財局	3	0	1	1	0	
	都市計画局（旧 計画調整局）	0	2	2	2	1	
	健康福祉局	福祉局	8	21	20	33	77
		健康局			4	8	5
	こども青少年局	1	2	4	9	7	
	環境局	3	3	2	1	4	
	都市整備局	3	1	5	2	0	
	建設局	0	0	3	2	0	
	港湾局	0	0	0	0	0	
	会計室	0	0	0	0	0	
	都市制度改革室	-	-	0	-	-	
	情報公開室	11	9	-	-	-	
ゆとりとみどり振興局	2	0	1	-	-		
経済局	0	0	1	-	-		
小 計	158	198	293	413	543		
大阪市会議長	0	0	0	0	0		
教育委員会	27	11	14	23	39		
選挙管理委員会	0	0	0	0	0		
人事委員会	0	0	0	0	1		
監査委員	0	0	0	0	0		
農業委員会	0	0	0	0	0		
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0		
交通局長	2	1	0	4	2		
水道局長	0	0	0	0	1		
病院局長	0	0	3	2	0		
消防長	13	13	16	21	21		
公立大学法人大阪市立大学	1	4	0	0	1		
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	0	0	0	0	0		
地方独立行政法人大阪市民病院機構	-	-	-	-	1		
合 計	201	227	326	463	609		

1 平成22年度は、区役所別の件数を算出していない。

2 病院局長については、平成26年9月までの件数

3 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月からの件数

表 12 年度別非開示理由件数

非 開 示 理 由	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第19条第1号 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	5	1	7
第19条第2号 個人に関する情報	96	83	87
第19条第3号 法人等情報	41	34	33
第19条第4号 任意提供情報	17	10	12
第19条第5号 審議・検討・協議情報	9	4	4
第19条第6号 事務事業遂行情報	62	48	50
第19条第7号 公共の安全・秩序維持情報	3	9	9
第19条第8号 法令秘情報	1	3	2

1件の決定で複数の非開示理由を付すことがあるため、合計は決定件数とは一致しない。

表 13 年度別の決定状況（訂正請求）

年 度	決定件数	決 定 状 況					
		訂 正	訂 正 不承認	不存在による 訂正不承認	存否 応答拒否	訂正請求却下	
						権利濫用	その他
平成22年度	2	0	2	0	0	0	0
平成23年度	18	1	17	0	0	0	0
平成24年度	10	0	3	0	0	0	7
平成25年度	22	0	8	0	0	0	14
平成26年度	14	3	9	0	0	0	2

表 14 実施機関別決定件数（平成 26 年度 訂正請求）

実施機関名	決定件数	決 定 状 況					
		訂 正	訂 正 不承認	不存在による 訂正不承認	存否 応答拒否	訂正請求却下	
						権利濫用	その他
大阪府市大都市局	0	0	0	0	0	0	0
市政改革室	0	0	0	0	0	0	0
人事室	0	0	0	0	0	0	0
北区役所	0	0	0	0	0	0	0
都島区役所	0	0	0	0	0	0	0
福島区役所	0	0	0	0	0	0	0
此花区役所	0	0	0	0	0	0	0
中央区役所	0	0	0	0	0	0	0
西区役所	0	0	0	0	0	0	0
港区役所	0	0	0	0	0	0	0
大正区役所	0	0	0	0	0	0	0
天王寺区役所	0	0	0	0	0	0	0
浪速区役所	0	0	0	0	0	0	0
西淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0
淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0
東淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0
東成区役所	0	0	0	0	0	0	0
生野区役所	4	0	3	0	0	0	1
旭区役所	0	0	0	0	0	0	0
城東区役所	0	0	0	0	0	0	0
鶴見区役所	0	0	0	0	0	0	0
阿倍野区役所	0	0	0	0	0	0	0
住之江区役所	0	0	0	0	0	0	0
住吉区役所	0	0	0	0	0	0	0
東住吉区役所	0	0	0	0	0	0	0
平野区役所	0	0	0	0	0	0	0
西成区役所	0	0	0	0	0	0	0
政策企画室	0	0	0	0	0	0	0
危機管理室	0	0	0	0	0	0	0
経済戦略局	0	0	0	0	0	0	0
総務局	1	0	1	0	0	0	0
市民局	3	1	1	0	0	0	1
財政局	0	0	0	0	0	0	0
契約管財局	0	0	0	0	0	0	0
都市計画局	0	0	0	0	0	0	0
福祉局	2	0	2	0	0	0	0
健康局	1	0	1	0	0	0	0
こども青少年局	0	0	0	0	0	0	0
経済局	0	0	0	0	0	0	0
環境局	0	0	0	0	0	0	0
都市整備局	0	0	0	0	0	0	0
建設局	0	0	0	0	0	0	0
港湾局	0	0	0	0	0	0	0
会計室	0	0	0	0	0	0	0
小 計	11	1	8	0	0	0	2
大阪市の市長	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
交通局長	0	0	0	0	0	0	0
水道局長	0	0	0	0	0	0	0
病院局長	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	1	0	0	0	0	0
公立大学法人大阪市立大学	1	1	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	0	0	0	0	0	0	0
合 計	14	3	9	0	0	0	2

1 病院局長については、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの件数

2 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの件数

表 15 年度別・実施機関別決定件数（訂正請求）

実施機関名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
市長	大阪府市大都市局	-	-	-	0	0	
	市政改革室	0	0	0	0	0	
	人事室	-	-	0	0	0	
	北区役所		0	0	0	0	
	都島区役所		0	0	0	0	
	福島区役所		0	0	0	0	
	此花区役所		0	0	0	0	
	中央区役所		0	0	0	0	
	西区役所		0	0	0	0	
	港区役所		0	0	0	0	
	大正区役所		0	0	0	0	
	天王寺区役所		0	0	0	0	
	浪速区役所		0	0	0	0	
	西淀川区役所		0	0	0	0	
	淀川区役所	2	0	0	0	0	
	東淀川区役所		0	0	0	0	
	東成区役所		0	0	0	0	
	生野区役所		9	8	8	4	
	旭区役所		0	0	0	0	
	城東区役所		0	0	0	0	
	鶴見区役所		0	0	0	0	
	阿倍野区役所		0	0	0	0	
	住之江区役所		0	0	0	0	
	住吉区役所		0	0	0	0	
	東住吉区役所		0	0	0	0	
	平野区役所		0	0	0	0	
	西成区役所		0	0	0	0	
	政策企画室	0	0	0	0	0	
	危機管理室	0	0	0	0	0	
	経済戦略局	-	-	-	0	0	
	総務局	0	0	0	8	1	
	市民局	0	5	1	3	3	
	財政局	0	0	0	0	0	
	契約管財局	0	0	0	0	0	
	都市計画局（旧 計画調整局）	0	0	0	0	0	
	健康福祉局	福祉局 健康局	0	3	0	3	2
			0	0	0	0	1
	こども青少年局		0	0	0	0	0
	環境局		0	0	0	0	0
	都市整備局		0	0	0	0	0
	建設局		0	0	0	0	0
	港湾局		0	0	0	0	0
	会計室		0	0	0	0	0
	都市制度改革室		-	-	0	0	-
	情報公開室		0	0	-	-	-
	ゆとりとみどり振興局		0	0	0	-	-
	経済局		0	0	0	-	-
小 計		2	17	9	22	11	
大阪市会議長		0	0	0	0	0	
教育委員会		0	0	0	0	1	
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	
人事委員会		0	0	0	0	0	
監査委員		0	0	0	0	0	
農業委員会		0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	
交通局長		0	0	0	0	0	
水道局長		0	0	0	0	0	
病院局長		0	0	0	0	0	
消防長		0	0	0	0	1	
公立大学法人大阪市立大学		0	1	1	0	1	
地方独立行政法人大阪市立工業研究所		0	0	0	0	0	
地方独立行政法人大阪市民病院機構		-	-	-	-	0	
合 計		2	18	10	22	14	

1 平成22年度は、区役所別の件数を算出していない。

2 病院局長については、平成26年9月までの件数

3 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月からの件数

表 16 年度別の決定状況（利用停止請求）

年 度	決定件数	決 定 状 況					
		利用停止	利用停止 不承認	不存在による 利用停止 不承認	存否 応答拒否	利用停止請求却下	
						権利濫用	その他
平成22年度	5	0	5	0	0	0	0
平成23年度	3	0	3	0	0	0	0
平成24年度	7	0	6	0	0	0	1
平成25年度	13	0	2	0	0	0	11
平成26年度	16	0	7	0	0	0	9

表 17 実施機関別決定件数（平成 26 年度 利用停止請求）

実施機関名	決定件数	決 定 状 況						利用停止請求却下	
		利用停止	利用停止 不承認	不存在による 利用停止 不承認	存否 応答拒否	利用停止請求却下			
						権利濫用	その他		
大阪府市大都市局	0	0	0	0	0	0	0	0	
市政改革室	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事室	0	0	0	0	0	0	0	0	
北区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
都島区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
此花区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
中央区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
西区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
港区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
大正区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
天王寺区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
浪速区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
西淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
東淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
東成区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
生野区役所	7	0	1	0	0	0	0	6	
旭区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
城東区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
鶴見区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
阿倍野区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
住之江区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
住吉区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
東住吉区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
平野区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
西成区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
政策企画室	0	0	0	0	0	0	0	0	
危機管理室	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済戦略局	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務局	3	0	0	0	0	0	0	3	
市民局	3	0	3	0	0	0	0	0	
財政局	0	0	0	0	0	0	0	0	
契約管財局	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市計画局	0	0	0	0	0	0	0	0	
福祉局	3	0	3	0	0	0	0	0	
健康局	0	0	0	0	0	0	0	0	
こども青少年局	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済局	0	0	0	0	0	0	0	0	
環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	
港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計室	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	16	0	7	0	0	0	0	9	
大阪市会議長	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
交通局長	0	0	0	0	0	0	0	0	
水道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院局長	0	0	0	0	0	0	0	0	
消防長	0	0	0	0	0	0	0	0	
公立大学法人大阪市立大学	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方独立行政法人大阪市民病院機構	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	16	0	7	0	0	0	0	9	

1 病院局長については、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの件数

2 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの件数

表 18 年度別・実施機関別決定件数（利用停止請求）

実施機関名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
市長	大阪府市大都市局	-	-	-	0	0	
	市政改革室	0	0	0	0	0	
	人事室	-	-	0	0	0	
	北区役所		0	0	0	0	
	都島区役所		0	0	0	0	
	福島区役所		0	0	0	0	
	此花区役所		0	0	0	0	
	中央区役所		0	0	0	0	
	西区役所		0	0	0	0	
	港区役所		0	0	0	0	
	大正区役所		0	0	0	0	
	天王寺区役所		0	0	0	0	
	浪速区役所		0	0	0	0	
	西淀川区役所		0	0	0	0	
	淀川区役所	2	0	0	0	0	
	東淀川区役所		0	0	0	0	
	東成区役所		0	0	0	0	
	生野区役所		3	3	3	7	
	旭区役所		0	0	0	0	
	城東区役所		0	0	0	0	
	鶴見区役所		0	0	0	0	
	阿倍野区役所		0	0	0	0	
	住之江区役所		0	0	0	0	
	住吉区役所		0	0	0	0	
	東住吉区役所		0	0	0	0	
	平野区役所		0	0	0	0	
	西成区役所		0	0	0	0	
	政策企画室	0	0	0	0	0	
	危機管理室	0	0	0	0	0	
	経済戦略局	-	-	-	0	0	
	総務局	0	0	2	5	3	
	市民局	0	0	1	5	3	
	財政局	0	0	0	0	0	
	契約管財局	0	0	0	0	0	
	都市計画局（旧 計画調整局）	0	0	0	0	0	
	健康福祉局	福祉局	0	0	1	0	3
		健康局			0	0	0
	こども青少年局	0	0	0	0	0	
	環境局	0	0	0	0	0	
	都市整備局	0	0	0	0	0	
	建設局	0	0	0	0	0	
	港湾局	0	0	0	0	0	
	会計室	0	0	0	0	0	
	都市制度改革室	-	-	0	0	-	
	情報公開室	0	0	-	-	-	
	ゆとりとみどり振興局	0	0	0	-	-	
	経済局	0	0	0	-	-	
小 計		2	3	7	13	16	
大阪市会議長		0	0	0	0	0	
教育委員会		0	0	0	0	0	
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	
人事委員会		0	0	0	0	0	
監査委員		0	0	0	0	0	
農業委員会		0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	
交通局長		3	0	0	0	0	
水道局長		0	0	0	0	0	
病院局長		0	0	0	0	0	
消防長		0	0	0	0	0	
公立大学法人大阪市立大学		0	0	0	0	0	
地方独立行政法人大阪市立工業研究所		0	0	0	0	0	
地方独立行政法人大阪市民病院機構		-	-	-	-	0	
合 計		5	3	7	13	16	

1 平成22年度は、区役所別の件数を算出していない。

2 病院局長については、平成26年9月までの件数

3 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月からの件数

表 19 年度別の処理状況（是正申出）

年 度	申出件数	処 理 状 況				
		是正措置を講じる	是正措置を講じない	不存在により是正措置を講じない	存否 応答拒否	申出内容 調査中
平成22年度	3	0	3	0	0	0
平成23年度	2	0	2	0	0	0
平成24年度	28	0	22	0	0	6
平成25年度	25	0	21	0	0	4
平成26年度	63	0	48	0	0	15

申出件数については、各年度末現在の数値

表 20 実施機関別申出（処理）件数（平成 26 年度 是正申出）

実施機関名	申出件数	処 理 状 況				
		是正措置を講じる	是正措置を講じない	不存在により是正措置を講じない	存否 応答拒否	申出内容 調査中
大阪府市大都市局	0	0	0	0	0	0
市政改革室	1	0	1	0	0	0
人事室	1	0	1	0	0	0
北区役所	0	0	0	0	0	0
都島区役所	0	0	0	0	0	0
福島区役所	0	0	0	0	0	0
此花区役所	0	0	0	0	0	0
中央区役所	0	0	0	0	0	0
西区役所	0	0	0	0	0	0
港区役所	0	0	0	0	0	0
大正区役所	0	0	0	0	0	0
天王寺区役所	0	0	0	0	0	0
浪速区役所	0	0	0	0	0	0
西淀川区役所	0	0	0	0	0	0
淀川区役所	0	0	0	0	0	0
東淀川区役所	0	0	0	0	0	0
東成区役所	0	0	0	0	0	0
生野区役所	20	0	20	0	0	0
旭区役所	0	0	0	0	0	0
城東区役所	0	0	0	0	0	0
鶴見区役所	0	0	0	0	0	0
阿倍野区役所	0	0	0	0	0	0
住之江区役所	0	0	0	0	0	0
住吉区役所	0	0	0	0	0	0
東住吉区役所	0	0	0	0	0	0
平野区役所	0	0	0	0	0	0
西成区役所	0	0	0	0	0	0
政策企画室	3	0	3	0	0	0
危機管理室	0	0	0	0	0	0
経済戦略局	0	0	0	0	0	0
総務局	19	0	19	0	0	0
市民局	15	0	2	0	0	13
財政局	0	0	0	0	0	0
契約管財局	0	0	0	0	0	0
都市計画局	0	0	0	0	0	0
福祉局	4	0	2	0	0	2
健康局	0	0	0	0	0	0
こども青少年局	0	0	0	0	0	0
経済局	0	0	0	0	0	0
環境局	0	0	0	0	0	0
都市整備局	0	0	0	0	0	0
建設局	0	0	0	0	0	0
港湾局	0	0	0	0	0	0
会計室	0	0	0	0	0	0
小 計	63	0	48	0	0	15
大阪市会議長	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
交通局長	0	0	0	0	0	0
水道局長	0	0	0	0	0	0
病院局長	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0
公立大学法人大阪市立大学	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	0	0	0	0	0	0
合 計	63	0	48	0	0	15

1 病院局長については、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの件数

2 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの件数

表 21 年度別・実施機関別申出（処理）件数（是正申出）

実施機関名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
市長	大阪府市大都市局	-	-	-	0	0	
	市政改革室	0	0	0	0	1	
	人事室	-	-	1	1	1	
	北区役所		1	0	0	0	
	都島区役所		0	0	0	0	
	福島区役所		0	0	0	0	
	此花区役所		0	0	0	0	
	中央区役所		0	0	0	0	
	西区役所		0	0	0	0	
	港区役所		0	0	0	0	
	大正区役所		0	0	0	0	
	天王寺区役所		0	0	0	0	
	浪速区役所		0	0	0	0	
	西淀川区役所		0	0	0	0	
	淀川区役所	0	0	0	0	0	
	東淀川区役所		0	0	0	0	
	東成区役所		0	0	0	0	
	生野区役所		0	14	5	20	
	旭区役所		0	0	0	0	
	城東区役所		0	0	0	0	
	鶴見区役所		0	0	0	0	
	阿倍野区役所		0	0	0	0	
	住之江区役所		0	0	0	0	
	住吉区役所		0	0	0	0	
	東住吉区役所		0	0	0	0	
	平野区役所		0	0	0	0	
	西成区役所		0	0	0	0	
	政策企画室	0	0	0	0	3	
	危機管理室	0	0	0	0	0	
	経済戦略局	-	-	-	0	0	
	総務局	0	0	3	7	19	
	市民局	0	0	4	10	15	
	財政局	0	0	0	0	0	
	契約管財局	0	0	0	0	0	
	都市計画局（旧 計画調整局）	0	0	0	0	0	
	健康福祉局	福祉局	0	1	4	2	4
		健康局			0	0	0
	こども青少年局	0	0	0	0	0	
	環境局	0	0	0	0	0	
	都市整備局	0	0	0	0	0	
	建設局	0	0	0	0	0	
	港湾局	0	0	0	0	0	
	会計室	0	0	0	0	0	
	都市制度改革室	-	-	0	0	-	
	情報公開室	0	0	-	-	-	
ゆとりとみどり振興局	0	0	0	-	-		
経済局	0	0	0	-	-		
小 計		0	2	26	25	63	
大阪市会議長		0	0	0	0	0	
教育委員会		0	0	1	0	0	
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	
人事委員会		0	0	0	0	0	
監査委員		0	0	0	0	0	
農業委員会		0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	
交通局長		3	0	0	0	0	
水道局長		0	0	0	0	0	
病院局長		0	0	0	0	0	
消防長		0	0	0	0	0	
公立大学法人大阪市立大学		0	0	1	0	0	
地方独立行政法人大阪市立工業研究所		0	0	0	0	0	
地方独立行政法人大阪市民病院機構		-	-	-	-	0	
合 計		3	2	28	25	63	

1 平成22年度は、区役所別の件数を算出していない。

2 病院局長については、平成26年9月までの件数

3 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月からの件数

表 22-1 不服申立ての状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
過年度繰越件数	15	20	68	167	187
新規件数	18	60	112	134	211
諮問件数	33	80	180	301	398
処理件数	10	10	12	28	27
(答申数)	(7)	(7)	(6)	(12)	(2)
取下げ件数	3	2	1	86	2
年度末 残諮問件数	20	68	167	187	369

表 22-2 平成 26 年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
残諮問件数	17	32	114	206	369

[ 平成 26 年度答申一覧 ]

平成 26 年 8 月 21 日付け分

答申番号	諮問内容	審議会結論
第71号	大阪市個人情報保条例第59条第2項に基づく個人情報の保護に関する重要な事項について	諮問事項の承認

平成 27 年 3 月 13 日付け分

答申番号	対象保有個人情報	原決定等	審議会結論
第72号	保護申請却下通知書他	訂正不承認	原決定妥当
第73号	外来診療録他	訂正不承認	原決定妥当

平成 27 年 3 月 25 日付け分

答申番号	諮問内容	審議会結論
第74号	大阪市個人情報保護制度の見直しについて	諮問事項の承認

個人情報の取扱いに係る審議会への諮問及び答申の状況（不服申立てを除く。）

答申等 番号	諮問年月日 答申年月日	諮問の趣旨	事務の概要	実施機関 (担当所属名)
第238号	平成26年5月29日 平成26年5月29日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	住吉区役所が保有する災害時要援護者情報の民生委員への提供について	大阪市長 (住吉区役所)
第239号	平成26年5月28日 平成26年5月29日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	孤立死の防止に向けた安否不明者にかかる保有個人情報の利用について	大阪市長 (福祉局、財政局)
第240号	平成26年7月24日 平成26年7月24日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	特別児童扶養手当システム	大阪市長 (福祉局)
第241号	平成26年9月4日 平成26年9月4日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理及び第12条に基づく電子計算機の結合	基幹系システム統合基盤	大阪市長 (総務局)
意見 第1号	平成26年6月18日 平成26年7月24日 平成26年9月4日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	アクセスログ調査（第一次調査）のための保有個人情報の目的外利用について	大阪市長 (市民局)
第242号	平成26年9月3日 平成26年9月4日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	アクセスログ調査（第二次調査）のための保有個人情報の目的外利用について	大阪市長 (市民局)
第243号	平成26年10月8日 平成26年10月9日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療システム	大阪市長 (福祉局、子ども青少年局)
第244号	平成26年10月8日 平成26年10月9日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	介護保険システム	大阪市長 (福祉局)
第245号	平成26年10月31日 平成26年10月31日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	税務事務システム及び電子申告システム	大阪市長 (財政局)
第246号	平成26年10月31日 平成26年10月31日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	総合福祉システム	大阪市長 (福祉局、健康局、子ども青少年局)
第247号	平成26年12月10日 平成26年12月11日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理及び条例第10条に基づく個人情報の取扱い	国民年金システム	大阪市長 (福祉局)
第248号	平成26年11月28日 平成26年12月11日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	アクセスログ調査の第二次調査の結果を受けて行う追加調査のための保有個人情報の目的外利用について	大阪市長 (市民局)
第249号	平成27年1月23日 平成27年1月23日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	住民基本台帳等事務システム	大阪市長 (市民局)
第250号	平成27年2月3日 平成27年2月4日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	賃貸台帳管理システム	大阪市長 (契約管財局)
第251号	平成27年2月2日 平成27年2月17日 平成27年2月18日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	軌道転落事故の原因究明及び防止対策の研究・検討に係る防犯カメラ映像データの目的外利用について	交通局長 (交通局)
第252号	平成27年3月10日 平成27年3月10日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業に係る保有個人情報の目的外利用について	大阪市長 (福祉局)
第253号	平成27年3月16日 平成27年3月16日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	戸籍の不正閲覧等被閲覧者への告知のための戸籍の附票に記録された住所情報の目的外利用について	大阪市長 (市民局)
第254号	平成27年3月18日 平成27年3月18日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	公害健康被害補償システム	大阪市長 (健康局)